未来をひらき　人もまちも　いきいき輝く　平生

広報ひらお

-HIRAO Public Relations-

主な内容

■所得税・住民税の社会保険料控除の適用について（P２）
■下水道水洗化はお早めに（Ｐ３）
■家屋の固定資産税に係る減額措置について（P４）
■平生町人事行政の運営など（Ｐ６）
■町長室の窓（Ｐ９）
■まちの話題（Ｐ10～11）
■情報伝言板（Ｐ16～17）

No.1158
平成20年（2008）10月号

秋の大運動会

町内の小・中学校で、秋季大運動会が開催されました。

９月28日、「最後まで仲間を信じ、めざすはひとつ、優勝旗」をスローガンに行われた平生小学校の大運動会（写真）では、曇り空で少し涼しい気温の中、児童たちは熱く元気にグラウンドを駆け回っていました。

徒競走や騎馬戦、ＰＴＡによる綱引きなども行われ、とても楽しい運動会の思い出ができました。

◇発行：平生町役場　〒742-1195　山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1　Tel 0820（56）7120〈企画課〉

●ホームページ　（パソコン版）http://www.town.hirao.lg.jp/
（携帯電話版）http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html
（左の２次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取ることによりアクセスできます。）
●E-mail　hirao1@hirao.townnet.pref.yamaguchi.jp

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の納付方法を年金天引きから口座振替に変更した場合の

所得税・住民税の社会保険料控除について

広報８月号でお知らせしていますとおり、後期高齢者医療保険料や国民健康保険税の年金からの天引き（特別徴収）が一部の人について実施されていますが（国保の特別徴収は10月から開始）、一定要件を満たす場合、申請により口座振替による納付（普通徴収）へ変更が可能になりました。

これらの保険料などは、支払った金額を所得税や住民税の申告時に社会保険料控除として課税対象所得から差し引くことができますが、納付方法によって社会保険料控除の適用が異なり、世帯全体での税負担に影響がある場合（税負担が下がる）もあります。

７月より、特別徴収該当者にはお知らせして申請を受け付けているところですが、まだ申請していない人や新規加入などで今後特別徴収に該当する人は、これらにご注意の上、納付方法をよくご検討ください。

納付方法による社会保険料控除のちがい

●年金からの天引き（特別徴収）の場合

年金受給者本人の控除として適用されます。このため、年金受給者本人以外の人の社会保険料控除として申告することはできません。

●口座振替・納付書による納付（普通徴収）の場合

保険料などを実際に支払った人（口座振替の場合は振替口座の名義人など）の社会保険料控除として適用されます。

所得税・住民税の社会保険料控除については、各年において、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることになります。（確定申告時に申告が必要です。）

◇年金天引きから口座振替に変更するには

次の要件を満たす人は、申請により口座振替での納付が可能です。

■後期高齢者医療保険
（次のいずれかに該当する場合）
- これまで国民健康保険税を滞納することなく納めている人
- 年金収入が180万円未満で、連帯納付義務者（世帯主または配偶者）が口座振替する人

■国民健康保険
- これまで保険税を滞納することなく納めている人

納付方法の変更には申請が必要です。この申請は随時受け付けていますが、特別徴収の中止は、申請をいただいた月から３カ月以降に支払われる年金分からとなりますので、ご希望の人は早めに手続きをしてください。

後期高齢者医療保険からのお知らせ（被用者保険の被扶養者であった人）

10月より保険料負担が始まります

３月末に社会保険など被用者保険の被扶養者で後期高齢者医療保険に移行した人の保険料負担が、10月より始まります。特別徴収による納付の人は、10月支給の年金から天引きが始まります。普通徴収による納付の人は、７月中旬にお送りしています納付書にて、納めていただきますようお願いします。

※被用者保険の被扶養者は、４～９月は保険料負担がなく、10月より本来の保険料額の９割軽減された額をご負担いただくことになります。

■問合せ先　後期高齢者医療保険料　町役場町民課　Tel（56）7113
国民健康保険税　町役場税務課　Tel（56）7114

下水道　水洗化はお早めに

平成20年3月31日現在、本町の公共下水道および漁業集落排水施設の普及率は、61・5％で、山口県全体では、60・5％となっています。

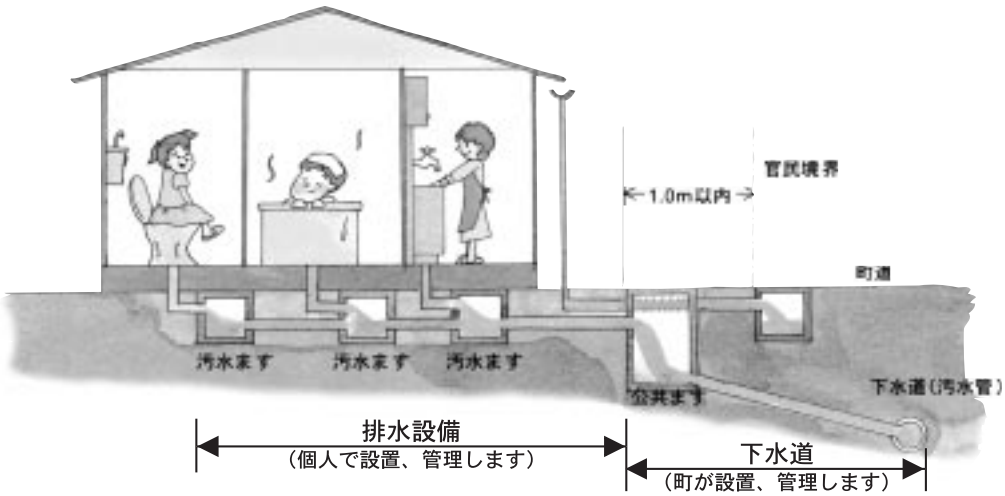

公共下水道・漁業集落排水施設が整備されると…

●さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレが使えるようになります。子どもはもちろん、お年寄りの方でも安心してトイレを使うことができ、悪臭に悩まされることもなくなります。

●川や海の水がきれいになります

家庭から出る汚れた水は、下水管で終末処理施設に集められ、きれいにしてから海に流されます。魚や他の生物がすむことができる清流がよみがえります。

●清潔で住みよい環境の街になります

汚いドブや溝がなくなります。そのため蚊やハエの発生を防いで、疾病の心配もなくなります。そして、町並みも美しく、快適で安心した暮らしができます。

水洗化の工事について

下水道を使用するには、公共ますに流すための「排水設備」を造らなくてはなりません。

《排水設備とは》

台所、風呂場、トイレなどから流される生活排水を下水道まで排除するための排水管やますなどの施設です。排水設備の設置は、建築物の所有者に義務付けられています。所有者以外でも排水設備の工事をすることはできますが、建築物の所有者の同意が必要になります。宅地内に設置されるので、工事費は自己負担となります。

本町の下水道は分流式ですので、汚水だけを管に集める排水設備を設置してください。（雨水を公共ますにつなぐことは絶対にしないでください。また、台所からの排水には、油を分離する「分離ます」が必要です。）

工事はなるべく早めに

下水道が完成し、使用できるようになった区域では、3年以内に水洗トイレに、また、台所、風呂場、洗面所などからの汚水は、速やかに下水道に流れるよう排水設備を設置しなければなりません。（下水道法では、供用開始後3年以内に行うよう義務付けられており、罰則もあります。）

工事は指定工事店で

排水設備工事は、町の排水設備指定工事店でないとできません。必ず指定工事店で施工してください。依頼者は、指定工事店に直接工事の申込をしてください。（平生町排水設備指定工事店一覧表は広報5月号に掲載）

◎くみ取り便所の場合

すでにある便器を取り壊し、便槽を取り除いて、砂などで埋め戻しをします。

◎浄化槽の場合

浄化槽を設置されている場合は、トイレはすでに水洗化されていますから、速やかに接続替え工事をして直接下水道管に流してください。便器などの内部設備はそのまま使用できますので、浄化槽の廃止と排水管切り替えが主な工事となります。

■問合せ先　町役場建設課　Tel（56）7118

家屋の固定資産税に係る減額措置について

税制改正に伴い、家屋の固定資産税に係る減額措置が次のとおり創設されていますのでお知らせします。

●住宅の耐震改修に伴う減額措置（平成18年度税制改正）

次の要件を満たす耐震改修工事が行われた住宅について、120㎡分までを限度とし、平成18年から平成21年までの改修については改修後3年度分、平成22年から平成24年までの改修については改修後2年度分、平成25年から平成27年までの改修については改修後1年度分の固定資産税額の2分の1が減額されます。

◇要件

ア　昭和57年1月1日以前から所在する住宅

イ　改修工事に要した費用が30万円以上

ウ　現行の耐震基準に適合した工事

◇申告の方法

改修後3カ月以内に、次の書類を提出してください。

ア　住宅耐震改修に係る固定資産税の減額申告書

イ　耐震基準適合証明書　※証明書の発行主体：建築士、指定確認検査機関

ウ　改修工事に要した費用を証する書類またはその写し

●住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置（平成19年度税制改正）

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅について、100㎡分までを限度とし、改修後1年度分の固定資産税額の3分の1が減額されます。

◇要件

ア　平成19年1月1日以前から所在する住宅

イ　次のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く）①65歳以上の人②要介護認定または要支援認定を受けている人③障害のある人

ウ　次の工事で、補助金などを除いた費用が30万円以上①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取替え⑧床表面の滑り止め化

◇申告の方法

改修後3カ月以内に次の書類を提出してください。

ア　バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書

イ　工事の内容を確認できる書類（工事明細書、改修前後の写真、図面など）※工事内容を示す書類は建築士、登録性能評価機関などによる証明で代替可

ウ　改修工事に要した費用および補助金の額を証する書類

エ　居住する人を確認できる書類

①住民票②要介護認定、要支援認定を受けている人が居住している場合は、介護保険の被保険証の写し③障害のある人が居住している場合は、身体障害者手帳などの写し

●住宅の省エネ改修に伴う減額措置（平成20年度税制改正）

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事が行われた住宅について、120㎡分までを限度とし、改修後1年度分の固定資産税額の3分の1が減額されます。

◇要件

ア　平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）

イ　改修工事に要した費用が30万円以上

ウ　次の①から④までの工事のうち、①を含む工事が行われている①窓の改修工事②床の断熱改修工事③天井の断熱改修工事④外壁の断熱改修工事

◇申告の方法

改修後3カ月以内に次の書類を提出してください。

ア　省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書

イ　建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書

ウ　改修工事に要した費用を証する書類

※各種申告書は税務課窓口に備え付けています。また、期間内に申告できなかった場合などは、ご相談ください。

■問合せ先
町役場税務課　Tel（56）7114

田布施・平生水道企業団のペットボトル水

『ふるさとの水』

田布施・平生水道企業団では、設立40周年記念事業の一環として容量500mlのボトル水5,000本を製造しました。

災害時の緊急備蓄用飲料水や水道事業・水のＰＲなどとして、同企業団で１本100円で販売しています。

■問合せ先
田布施・平生水道企業団
Tel（52）2400

フラワーベルトの植栽

ふるってご参加ください！

県道伊保庄平生線（ひらお特産品センター前～山口銀行前）沿いを花で帯状（ベルト）に飾り、住んでいる人、まちを訪れる人に「うるおい」と「やすらぎ」を与え、イメージアップを図ろうと、年２回植栽を行っています。

みなさんふるってご参加ください。

【植栽式】
日時　10月25日土　午前９時
場所　平生町スポーツセンターグラウンド管理棟付近

【花　種】
ビオラ　約１万株

■問合せ先　町役場町民課　Tel（56）7113

地上デジタル放送

平生南中継局が11月開局！

地上デジタル放送については、すでに平成18年10月から県内の一部で放送を開始していますが、このたび、平生南デジタル中継局（場所：上関町 皇座山）が11月に開局する予定です。これにより、佐賀地区の一部でも地上デジタル放送を受信することができるようになります。

※地上デジタル放送をご覧になるには、地上デジタル放送対応のテレビやビデオ、もしくはデジタル放送を今までのアナログテレビなどで視聴するためのデジタルチューナーが必要となります。

■地上デジタル放送の受信に関する相談・問合せ先

総務省地デジコールセンター	Tel0570(07)0101
ＮＨＫ（受信相談コールセンター）	Tel0570(00)3434
ＫＲＹ山口放送	Tel0834(32)3039
ＴＹＳテレビ山口	Tel083(901)3333
ＹＡＢ山口朝日放送	Tel083(933)1111

テレビについての大切なお知らせ（地上・ＢＳデジタル放送完全移行について）

平成23年（2011年）７月24日までに、今までのテレビ放送（地上アナログ放送）とＢＳアナログ放送は終了します。それ以降、今までのアナログテレビだと、そのままではテレビ放送（デジタル放送）を見ることができません。※ケーブルテレビによる視聴は可能です。

■デジタル放送に関する問合せ先
地上デジタル放送について … 総務省地デジコールセンター　Tel0570（07）0101
ＢＳデジタル放送について … ＢＳデジタル放送お問い合わせセンター　Tel0570（01）2011
社団法人デジタル放送推進協会　http://www.dpa.or.jp/

平生町人事行政の運営などの状況をお知らせします

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要をお知らせします。

②特別休暇など

種　　類	付　与　日　数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	５日以内
結婚	７日以内
産前および産後休暇	産前６週間、産後８週間
育児時間	必要と認められる期間
妻の出産	３日以内
男性職員の育児参加のための休暇	５日以内
子の看護のための休暇	５日以内
親族の死亡	親族に応じ３日から10日
家族の祭日（法要）	１日
夏季休暇	７月から９月の間における５日間
妊娠障害（つわり）	７日以内
地震、水害、火災、その他の災害	７日以内
人間ドック	必要とする日または時間
病気休暇	90日以内
介護休暇	６月の期間内において必要と認められる期間

③年次有給休暇

	平成17年	平成18年	平成19年
平均使用日数	9.3日	9.0日	8.8日
消　化　率	23.2％	22.4％	22.1％

④育児休業など（年度中に新たに取得した人数）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
育児休業取得者数	２人	２人	３人

●職員の研修および勤務成績の評定の状況（平成19年度）

種　別	内　　容	受講者数	種別	内　　容	受講者数
独自研修	全職員研修会	全職員	県セミナーパーク	中堅職員二部課程研修	1
市町村振興協会	職員海外派遣研修	1		係長級一部課程研修	2
県セミナーパーク	マネジメント研修	4		係長級二部課程研修	1
	新採職員課程研修	3		課長補佐級課程研修	1
	若手職員課程研修	4		課長級一部課程研修	1
	中堅職員一部課程研修	3		特別研修	15

●職員の給与の状況

◆一般行政職の級別職員数の状況（平成20年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１　級	主事補・技手	4人	4.3％
２　級	主事・技師	10人	10.8％
３　級	主任主事・主任技師	40人	43.0％
４　級	主査	20人	21.5％
５　級	課長補佐	9人	9.6％
６　級	課　長	10人	10.8％
７　級	課　長	-	-
計		93人	100.0％

※平生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

◆職員の平均給料月額、初任給などの状況(平成20年４月１日現在)

①職員の平均給料月額、平均年齢の状況

区　分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	324,700円	41歳10カ月
技能労務職	234,900円	37歳１カ月

●職員の任免および職員数に関する状況

◆職員数の状況

①部門別職員数の状況および主な増減理由（各年４月１日現在）

区分 部門		職員数 平成19年	職員数 平成20年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政	議会	2	2		
	総務	34	32	△2	事務の統廃合縮小・育休職員
	税務	9	10	1	徴収対策室の新設
	民生	26	26		
	衛生	7	7		
	農林水産	12	11	△1	事務の統廃合縮小
	商工	2	2		
	土木	7	8	1	事務事業の移管
	小計	99	98	△1	
特別行政	教育	26	25	△1	事務の統廃合縮小
	小計	26	25	△1	
公営企業等会計	下水道	8	6	△2	事務の統廃合縮小
	交通	0	0		
	その他	7	8	1	山口県後期高齢者医療広域連合派遣
	小計	15	14	△1	
計		140	137	△3	

※職員数は一般職の職員数（教育長、休職者、派遣者など含む）

②職員数の推移（各年４月１日現在）

部　　門	職員数 平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般行政	106	101	100	99	98
特別行政	32	30	30	26	25
公営企業等会計	19	19	18	15	14
合　　計	157	150	148	140	137

◆採用・退職などの状況（平成19年度）

①採用：一般行政職　３人

②退職

区　分	定年退職	勧奨退職	計
一般行政職(行政職給料表適用者)		１人	１人
技能労務職(現業職給料表適用者)	１人	１人	２人
計	１人	２人	３人

●職員の服務の状況

職務に専念する義務の免除が認められる場合
・研修を受ける場合・厚生に関する計画の実施に参加する場合 ・その他特に任命権者またはその委任を受けた者の承認を得た場合

●職員の福祉および利益の保護の状況

①検診受診状況（平成19年度）

区　　分	受診者数	内　容
定期健康診断	77人	
人間ドック	64人	日帰り（30歳以上）・短期（40歳以上）

②公務災害の認定状況（平成19年度）：なし

●職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間（平成20年４月１日現在）

１週間の勤務時間	１日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	８時間	8:30	17:15	12:15～13:00

③期末手当・勤勉手当

	平生町			国
期末手当・勤勉手当	1人当たり平均支給額	（平成19年度）1,519千円		-
	（平成19年度支給割合）	期末手当	3.0月分	左記に同じ
		勤勉手当	1.5月分	
	（加算措置の状況）	役職加算	2.5～7.5％	5～20％
		管理職加算	-	10～25％

④特殊勤務手当（平成20年４月１日現在）

特殊勤務手当	支給実績（平成19年度決算）	525,000円
	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	27,600円
	職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成20年度）	12.5％
	手当の種類（手当数）	8

⑤その他の手当（平成20年４月１日現在）

	平生町	国	支給実績（千円）	支給職員1人当たり平均支給年額(千円)
			（平成19年度決算）	
扶養手当	・配偶者　13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人当り　6,500円 ・配偶者がない場合 扶養親族のうち1人　11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子１人当り5,000円加算	同左	16,103	240
住居手当	・借家 ◇家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ◇家賃23,000円を超える (家賃-23,000円)÷2+11,000円〔最高27,000円〕 ・持家　3,000円	・借家 同左 ・持家 2,500円（新築・購入から５年間）	8,600	126
通勤手当	・交通機関などの利用者 支給限度額　55,000円 ・自動車などの使用者 距離(2km毎)により支給 2,500円～23,500円	・交通機関など 同左 ・自動車など 距離(5km毎) 2,000~24,500円	5,305	64
管理職手当	給料額×３～５％	給料額×8~25%	5,829	216
休日勤務手当	時間単価の135/100	同左	415	9
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 4,000～6,000円（6時間を超える場合 150/100を乗じた額）	同左	159	7

②職員の初任給の状況（平生町分は減額措置後の額）（円）

区分		平生町	国
一般行政職	大学卒	170,400	172,200
	高校卒	138,600	140,100
技能労務職	中学卒	120,300	-

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（円）

区分		経験年数 10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	279,300	331,900	366,900
	高校卒	237,000	264,100	-
技能労務職	中学卒	195,800	211,300	-

◆特別職の報酬などの状況（平成19年４月１日現在）

	区分	給料月額など ※（ ）内は減額措置前
給料	町長	518,000円（740,000円）
	副町長	483,200円（604,000円）
	教育長	440,800円（551,000円）
報酬	議長	243,000円（270,000円）
	副議長	195,300円（217,000円）
	議員	179,100円（199,000円）
期末手当	町長、副町長、教育長	（平成20年度支給割合） 3.35月分
	議長、副議長、議員	
退職手当	町長	給料月額×5.0/12×在職月数(任期毎支給)
	副町長	給料月額×3.0/12×在職月数(任期毎支給)
	教育長	給料月額×2.6/12×在職月数(任期毎支給)

◆職員手当の状況

①時間外勤務手当（千円）

	支給実績 平成19年度決算	支給実績 平成18年度決算	職員1人当たり平均支給年額 平成19年度決算	職員1人当たり平均支給年額 平成18年度決算
時間外勤務手当	14,426	6,932	104	50

②退職手当（平成20年４月１日現在）

		平生町 自己都合	平生町 勧奨・定年	国
退職手当	1人当たり平均支給額	-	18,567千円	-
	（支給率） 勤続20年	23.50月分	30.55月分	左記に同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		

※1人当たり平均支給額：前年度に退職した職員に支給された平均額

◆総括

①人件費の状況（普通会計決算）（千円）

区分	住民基本台帳人口（平成19年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	平成18年度の人件費率（参考）
平成19年度	13,388人	4,655,321	98,126	1,008,455	21.7％	24.0％

②職員給与費の状況（普通会計予算）（千円）

区分	職員数（A）	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計額（B）	一人当たり給与費（B／A）
平成20年度	123人	487,730	46,930	201,167	735,827	5,982

③給与などの減額措置の状況（平成17年４月１日から、議員、特別職および一般職の職員の給与などの一部を減額する措置を実施）

対象者	町長	副町長、教育長	議長、副議長、議員	一般職 平成18年度	平成19年度	平成20年度
減額の内容	月額給料の30％	月額給料の20％	報酬月額の10％	月額給料の2.05%、管理職手当の50%、期末・勤勉手当の一部	月額給料の 1%、管理職手当の50%、期末・勤勉手当の一部	月額給料の1% 管理職手当の50%

■問合せ先　町役場総務課　Tel（56）7111

新しく教育長に高木哲夫さん
教育委員に河村伊千代さん

△高木哲夫教育長

△河村伊千代委員

10月１日から新しく教育長に高木哲夫さん（大野北）、教育委員に河村伊千代さん（曽根）が就任しました。合頭興亜前教育長（曽根）、南弘明前教育委員（佐合島）の退任に伴うものです。

高木哲夫教育長は、これまで33年余り平生町職員として活躍してこられ、総務課長などの要職を歴任しています。

河村伊千代委員は、現在、平生中学校のＰＴＡ副会長で、法の改正により教育委員に保護者を含むこととなったため、保護者の代表として選任されました。

合頭前教育長は平成12年10月から２期８年間、南前教育委員は平成16年10月から１期４年間、それぞれ平生町の教育の振興、発展に尽力されてこられました。

農薬危害防止運動（強化月間）

10月１日～11月30日は農薬危害防止運動の強化月間です。

農薬の使用にあたっては、次の点に留意し、普段にも増して細心の注意を払いましょう。

- 慣例的な農薬散布は避け、病害虫の発生や被害の有無を確かめてから、本当に使用しなければならないか判断しましょう（小規模の発生であれば、被害部の剪除や害虫の捕殺も有効です）
- 農薬を使用する際には、包装容器のラベルをよく読んで、対象作物、適用病害虫、使用倍率・回数などの使用方法を守って、適正に使用しましょう
- 散布方法や風に注意し、飛散事故が発生しないようにしましょう。特に、住宅地の周辺で農薬を使用する際には気を付けましょう
- 使用者自身が農薬に被曝しないよう、マスクや手袋、長袖の着衣などの装備をし、安全に使用しましょう
- 農薬を使用したら、ほ場や作物ごとに、使用年月日、農薬の種類、使用倍率など、農薬の使用状況を必ず記録しましょう
- 農薬は、必ず鍵の掛かる保管庫に入れましょう

循環型社会形成推進月間

山口県では、毎年10月を「循環型社会形成推進月間」とし、循環型社会の形成に関する理解と関心を深めてもらうための取り組みを推進しています。

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型社会から環境にやさしい循環型社会をめざし３Ｒ（スリーアール）に取り組みましょう。

家庭でできる３Ｒの取り組み

Reduce（リデュース）物を大切に使おうごみを減らそう
Reuse（リユース）繰り返し使おう
Recycle（リサイクル）再び資源として利用しよう

必要なものだけ買いましょう
過剰な包装は断りましょう
買い物にはマイバックを持参しましょう
詰め替えできる商品を選びましょう
ごみを正しく分別しましょう
再生して作られた製品を利用しましょう

■問合せ先　町役場町民課　Tel（56）7113

町長室の窓

No. 84

実りの秋は食欲の秋、新米の季節ですねー。炊きたての新米にみそ汁、それに今が旬の秋刀魚とくれば、それはもう…、日本に生まれて良かった！と思う至福の時。

ところが昨今、食の安全を根幹から揺るがす事件が続発しています。食品偽装は後を絶たず、汚染米の不正転用問題で病院、福祉施設や学校給食にまで被害が及んでいるとのこと。一体、何を食べればいいのか、国民の憤りと不安は募るばかりです。もちろん、業者のモラル、農政への信頼回復は急務ですが、私たちも“食”を考え直すいい機会としたいものです。

食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣の形成をめざす「食育」の推進が重要です。特に、学校給食は食育の生きた教材であり、本町では調理員の顔が見える自校方式で、それ自体が教育の一環と考えています。

先月の『広報』でも紹介しましたが、平生小学校が昨年の学校給食優良校表彰（佐賀小は平成14年に文部科学大臣賞を受賞）に続き、県の米飯給食普及推進功労賞の栄に輝きました。栄養教諭の専門的な指導の下、地元産の食材や児童の栽培した野菜の活用など“地産地消”の推進。米飯も国や県の平均を大幅に上回る週3・5日の実施など、その実績が高く評価されたためです。関係者の方々のご努力に、改めて敬意と感謝を申し上げます。

食育と給食

そこで私は早速、平生小を訪れ、その給食を1年生の児童の皆さんと一緒にいただきました。以前、原田大二郎さんが母校の佐賀小に来校された際、ランチルームで会食して以来、久しぶりの給食でした。児童は食事マナーも良く、食べ残しも無く、準備から後片づけまで責任感と連帯感をもって活動していました。“同じ釜の飯”を食った仲間の皆さん！　和やかで楽しいひとときをありがとう。君たちの今後の成長を楽しみにしています。

教育現場での食育の重要性もさることながら、食育の最も中心的な担い手は、やっぱり「家庭」です。家庭の団らんを通じ、生産者への感謝や食材の知識、伝統的な食文化の継承など、学ぶことはたくさんあります。

これからは、秋の味覚いっぱいの鍋料理の季節です。家族がそろって味わうのが一番うまいに決まっています。さあ、保護者の皆さん、今日も家路を急ぎましょう！

山田健一

平成20年 秋季全国火災予防運動

11月9日日～15日土

「火のしまつ　君がしなくて　誰がする」

●重点目標
- 住宅防火対策の推進
- 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- 特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底

～住宅防火　いのちを守る　7つのポイント～

◇3つの習慣
- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

◇4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎製品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

町役場職員人事異動

町職員の人事異動が次のとおり行われました。（　）内は旧所属〔▽の職員は課（室）勤務〕

◇異動（10月1日付）
▼議会事務局　局長　藤田衛（健康福祉課長補佐）▼総務課　課長　吉賀康宏（企画課長）▼企画課　課長　角田光弘（議会事務局長）▼健康福祉課　課長補佐　田代信忠（建設課長補佐兼徴収班長）▼建設課　課長補佐兼徴収班長　池内昇（課長補佐・工事検査員）課長補佐・工事検査員　瀬戸孝博（課長補佐）▼徴収対策室　▽山崎好博（税務課兼務）▽（兼務）中山利光（税務課）▽（兼務）山本順一（税務課）
◇退職（9月30日付）
高木哲夫（総務課長）

町民課の窓口延長サービス
●毎週金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書
※戸籍について、古い戸籍（除籍・原戸籍）は除く

まちの話題

ご長寿おめでとうございます

9月8日、町内の100歳以上の長寿者8人を山田町長が訪れ、祝い品を贈呈するなど、みなさんの長寿を祝いました。

町内の最高齢であり、県内では男性最高齢でもある松田愿さんは現在108歳。少し視力が衰えたそうですが、町長との会話を楽しんでいました。

町内の100歳以上の長寿者は次のとおりです。

◎松田　愿さん（108歳／曽根）
◎樋口アサコさん（104歳／つつじ苑）
◎梅本一三さん（102歳／つつじ苑）
◎吉浦ハルさん（102歳／竪ヶ浜）
◎吉本ナツ子さん（102歳／平生村）
◎大田フサコさん（100歳／宇佐木）
◎武内歌子さん（100歳／大野北）
◎木船朝のさん（今年度100歳／大野北）

△武内さん宅を訪れる山田町長

△保育園児もお祝いに（平生地区）

また、敬老の日記念式典が、9月15日に町内の各地区4会場で開かれ、75歳以上のみなさんが元気に出席しました。

式では、山田町長や田中町議会議長が、みなさんの長寿を祝い、今後一層の活躍と健康を祈念しました。

式典後は、各地区婦人会などによりカラオケや踊りなどの余興が催され、また保育園児もお祝いのお遊戯を披露し、出席者は楽しい時間を過ごされました。

△記念式典（佐賀地区）

国体出場選手の激励

大分県で行われる第63回国民体育大会に出場する選手が町役場を訪れ、山田町長からそれぞれ激励を受けました。

熊毛南高校教諭の雪本桂子選手は、フェンシング競技成年女子山口県チームの監督兼選手として出場。中国大会を優勝しての予選突破で、同成年女子の国体出場としては18年ぶりとなります。

また、雪本選手自身としては7回目の国体出場となり、現在は山口国体に向けて熊毛南高校フェンシング部の指導にあたられています。

山田町長、田村体育協会長と握手を交わす雪本選手

左から山田町長、神代選手、田中選手、田村体育協会長

レスリング競技少年男子では、フリー120キロ級に田中大喜選手（田布施農業高校3年）、フリー60キロ級に神代伝義選手（同3年）が出場。

山口市で行われた予選大会をともに優勝し、田中選手は3年連続、神代選手は初の国体出場となります。

優良運転者を表彰

9月26日、優良運転者・交通安全功労者表彰式が平生警察署で行われました。

町内の受賞者は、次のとおりです。

◎中国管区警察局長・中国5県交通安全協会長表彰
○優良運転者　岡﨑輝茂さん
◎山口県警察本部長・山口県交通安全協会長表彰
○優良運転者　金福良則さん
○交通安全功労者　河本史朗さん
○優良安全運転管理者　泉武志さん
◎平生警察署長・平生交通安全協会長表彰
○優良運転者　上河内一枝さん、水津伸一さん、村井泰行さん
○交通安全功労者　河面和子さん
○優良運転20年　武本泰典さん

表彰を受ける岡﨑さん

子どもを事故から守ろう

9月26日、周東総合病院小児科部長の若月準先生を招いて、すくすくセミナー講演会が町保健センターで開催されました。

『子どもを事故から守るために』と題された講演では、乳幼児の発達と誤飲などの事故が起こる時期などを話され、具体的な応急処置の方法などを詳しく教えていました。

会場に集まった受講者のみなさんは、大切な子どものためにと熱心に耳を傾けていました。

全国交通安全運動

平成20年秋の全国交通安全運動が9月21日から30日にかけて行われ、交通事故防止に向けた取り組みなどが、全国で展開されました。

平生警察署管内では、9月19日、平生婦人会などが、交通安全運動のために、手作りのマスコットを警察署に寄贈しました。

運動としては、『高齢者対象交通安全教室』（21日）、マスコットなどを配布して交通安全を啓発する『交通安全マスコット作戦』（22日）、高齢者宅を訪問して交通安全を呼びかける『命守る「スポットエリア作戦」』（24日）、スクールサイクル・リーダーが小学生に自転車の運転を教わる『子どもコーチによる自転車教室』（27日）などが実施され、交通事故防止の啓発活動を行いました。

△子どもコーチによる自転車教室

小・中学校で秋季大運動会

▽平生中学校（9月7日）

△佐賀小学校（9月21日）

▽平生小学校（9月28日）

【平生町観光キャッチフレーズ】“キラメキの瀬戸の眺めにおいでませ　明日は歴史と会える町”

インフルエンザを予防しましょう

こんにちは保健師です No.568

◇インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをすることにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などがみられます。普通の風邪と比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

〇予防の三原則

①感染経路を断つ

・人ごみや繁華街への外出は出来るだけ控え、外出時にはマスクをつける。

・外出後は手洗いとうがいをする。

・こまめに部屋を換気し、加湿器などで部屋に適度な湿度を保つ。

②抵抗力をつける。

・十分な栄養と睡眠を心がけ、適度な運動をする。

③免疫をつける。

・ワクチンによる予防接種を受ける。

【流行する前に受ける事がポイント】

高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに２週間程度かかり、インフルエンザが流行する前の12月上旬までに接種しておく事が必要です。

〇高齢者のインフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は義務ではなく、本人が希望する場合に限り接種を行います。

対象者	平生町に住民票を有し、次のいずれかに該当する人 ・65歳以上の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、身体障害者手帳１級の交付を受けている人および、同程度の障害のある人（インフルエンザ予防接種対象者診断書が必要となりますので、保健センターに必ずご相談ください。）
実施時期	平成20年11月１日（土）～平成21年２月28日（土）
自己負担額	１，０５０円（１回接種のみ）※生活保護を受けている人は無料
持参品	生年月日の分かるもの（健康保険証など）、健康手帳（健康手帳のない人は、保健センターでお受け取りください。）
実施場所	山口県医師会に加入の医療機関（必ず医療機関に予約のうえ、接種してください。また、熊毛郡以外の医療機関で接種を希望される場合は、保健センターに「予診票」を取りに来てください。

■問合せ先　平生町保健センター　Tel（５６）７１４１

おすすめメニュー

きのこの混ぜごはん

平生町食生活改善推進協議会

焼くことで、きのこの香りを立たせるのがコツです。

《材　料》　４人分

米	２合	すだち	２個
生しいたけ	４枚	三つ葉	1/2束
しめじ	1/2パック	万能ねぎ	６本
エリンギ	２本	切れてるチーズ	４枚
しょうゆ	小さじ２		

《作り方》

①米は洗って普通に炊く。

②きのこは石づきを取って網で焼く。焼き色がつき、汁がにじんできたら細かくさき、食べやすい長さに切って、しょうゆとすだちの絞り汁をからめておく。

③ごはんが炊き上がったらほぐし、②のきのこ、刻んだ三つ葉、万能ねぎ、チーズを加えてよく混ぜ、盛りつける。

シリーズ「メタボ撃退、大作戦！」No.7

「あとちょっと…」も積もれば脂肪も増えていく

100kcalといえば、食べ物にするとごくわずかです。男性（18～49歳）の推定エネルギー必要量2,650kcalのわずか４％にすぎません。でも、１年間毎日100kcalずつ食べ過ぎると、体重は約５.２kgも増えてしまいます。内臓脂肪も確実に増えていきます。逆に毎日100ｋcalずつ減らすと１年間に５kg以上やせることができるということです。

100kcal/日×365日÷7,000kcal/kg≒5.2kg

体重1kgは、約7,000kcal分のエネルギーに相当します

１００kcalというのは、たとえば

・マヨネーズ　大さじ１杯（14ｇ）
・大福もち　１/２個（42ｇ）
・ビール　グラス１杯（248ml）
・ごはん　４口（60ｇ）

それぞれ100kcal

No. 160

生涯学習推進だより

自主防災組織合同防災訓練に参加しませんか！

～曽根地区で開催～

町役場総務課

平生町生涯学習推進マスコット「マナヒット」

大災害が発生した場合、公共の防災機関は、総力をあげて応急対策を行います。しかし、同時にあちこちで多数の火災や家屋倒壊が発生すると、すべての地域に対応することは困難となります。

そのような時、どうすればいいのでしょうか。「自分たちのまちは自分たちで守る」つまり自主防災しかありません。しかし、各自がバラバラに動いても個人の力には限界があり、かえって危険な場合もあります。その時こそ、となり近所の人と協力しあい、組織的に行動すれば、より大きな力となって、災害を最小限に食い止めることができます。

町内には現在、１４４の自治会がありますが、そのうち97の自治会で自主防災組織が組織されており、自治会単位でカウントすれば、67パーセントの組織率、世帯数では、78パーセントとなることから、自主防災組織への活動の期待も高まってきています。

こうした中で、３年前から平生地区、尾国地区、大野地区において、地域の自主防災組織を対象とした避難訓練などを実施しましたが、今年は曽根地区における自主防災組織が主体となった合同防災訓練が、曽根公民館を主会場として実施されることになりました。

内容的には、左の実施要領にあるように、災害発生時における自主防災組織が果たす役割を想定したものです。曽根地区の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【曽根地区自主防災組織合同防災訓練】

《実施要領》

◇日　時　11月７日金　午前９時～
◇場　所　曽根公民館、曽根小学校跡地、永大グランド（臨時ヘリポート）
◇主　催　曽根地区の自主防災組織
◇共　催　曽根公民館運営協力委員会
　　平生町赤十字奉仕団（曽根婦人会）
◇内　容
①避難訓練
②災害時要援護者支援訓練
③防災サポーターによるパトロール訓練
④山口県消防防災ヘリコプターを活用した救急搬送訓練
⑤消火器を使った初期消火訓練
⑥煙体験ハウス体験訓練
⑦応急手当訓練
⑧炊き出し訓練
⑨乾パン試食

図書館だより

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館　Tel（56）2310
【開館時間】午前９時～午後５時15分

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

新三河物語　上巻
宮城谷昌光　著
オール　ミッション２
山田　悠介　著
気をつけ、礼。
重松　清　著
もっと塩味を！
林　真理子　著
三月の招待状
角田　光代　著

《児童書》

へんしんマジック
あきやまただし　作・絵
ねこのゴンサ
石倉　欣二　作・絵
おにいちゃん
後藤　竜二　作
はんぶんペペちゃん
村中　李衣　作
デモナータ ７幕
Darren Shan 作

話題の本

『かならず成功する読みきかせの本』
赤木かん子　著

子どもを持つ親や大勢の子どもたちの前で本を読む人のために、読みきかせに最適な本と読みきかせのポイントを、テーマ別に紹介。本選びのコツ、ボイス・トレーニングなどのテクニックも解説。Q＆A、コラムも収録。

休館日　10月…20日月、27日月、31日（金／月末整理日）
11月…３日（月／文化の日）、４日（火／振替休日）、10日月

☆ 2008年読書週間は、10月27日月～11月９日日です ☆　　標語　～ おもわぬ出会いがありました。～

シリーズ

正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター　電話 083(924)0999

高齢者を狙う「次々販売」

相談　昨年、独居の母がリフォーム工事の訪問販売員に「この家は湿気が多い」と言われ、床下換気扇を購入しました。すると今年、同じ販売員が点検を理由に再度訪れ、換気扇を増設するよう執拗に勧誘されたので結局契約してしまいましたが、解約できるのでしょうか。

アドバイス　一定の条件を満たす場合は、契約書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）をすることがができます。

◆◇ワンポイント◇◆

リフォーム工事などの「次々販売」のトラブルに遭わないためには、必要な工事かどうか見極めることが重要であり、必要のない場合は毅然とした態度で断ることが大切です。必要な工事であっても、不当に高額にならないよう他の事業者にも見積もってもらうなど、慎重に対応することが大切です。

また、高齢者は、悪質な事業者に狙われる恐れが高いので、未然防止や早期発見には身近な人々の声かけが重要となります。

平生警察署だより

「オレオレ詐欺」にご用心！

家族などになりすまして、電話をかけてきて、借金などを理由にＡＴＭで現金を振り込ませる「オレオレ詐欺」が後を絶ちません。

携帯電話の番号が変わった、風邪を引いて声が変わっているなどの電話には、もう一度本人の元の携帯電話にかけて確かめましょう。

また、不審と思ったら、平生警察署やお近くの交番・駐在所に通報しましょう。

「振り込んで！」の電話は、「オレオレ詐欺」かもしれない！

■連絡・相談先
山口県警察本部総合相談室
Tel#9110【または083（923）9110】
平生警察署　Tel（57）0110

「お薬を正しく使っていますか。」

10月17日～23日は『薬と健康の週間』です

薬の相談室

受付日時　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～12時、午後1時～4時

Tel083（923）1193

休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所
柳井市中央１丁目５番３号
Tel（２２）９００１（下記診療時間内）

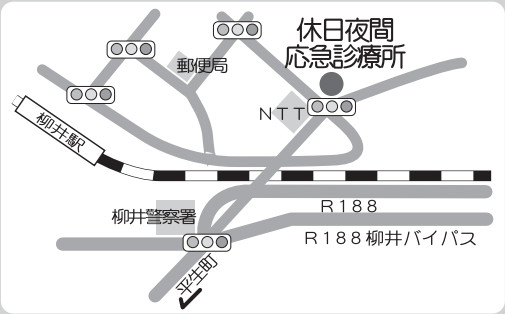

区分	診　療　日	診療時間（受付）
休日昼間	日曜日・祝日 盆（８月15日） 年末年始 （12月30日～１月３日） ※これらの日の夜間診療はありません	午前９時～12時 （11時30分まで） 午後１時～５時 （午後４時30分まで）
平日夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません	午後７時～10時 （午後９時30分まで）

小児救急電話相談

受付時間
毎日 午後７時～10時

Tel＃8000 または Tel083（921）2755（携帯電話も可）

内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

小児救急医療機関の適切な受診にご協力を

休日や夜間に、多くの軽症の小児患者が救急病院を受診しており、小児救急医療体制を維持する事が難しくなっています。次のことにご協力をお願いします。

●かかりつけ医を持って、できるだけ昼間に受診しましょう。
●休日・夜間診療所を利用しましょう。
●受診が難しい場合は、小児救急医療電話相談を利用しましょう。

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作／Tel（２２）３６３１〕

●Ｂ・Ｃ型肝炎検査《要予約（前日まで）》
11月12日水　10：00～11：00

●骨髄バンク登録受付（検査）《要予約（前日まで）》
11月12日水　9：00～10：00

●発達クリニック（乳幼児）《要予約（１週間前まで）》
11月13日木　13：00～16：00

●エイズ抗体検査・相談《要予約（前日まで）》
※当日検査結果がわかります（１日４人限定）
11月12日水　13：00～15：00

●思春期・ストレス相談《要予約（前日まで）》
11月14日金　10：00～15：00

●心の健康相談《要予約（１週間前まで）》
10月21日火　13：00～14：00

こころの救急電話相談

山口県精神科救急情報センター

Tel0836（58）4455（24時間対応）

内容：精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

「まちの保健室」

山口県看護協会柳井支部事務局
Tel0820（78）0310

場所：イズミゆめタウン柳井　２階ベビー服売り場前
日時：10月18日土　午後１時～５時
内容：血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、乳児・育児相談など

月間火災・救急発生状況

（８月）資料：柳井地区広域消防組合

	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	1	0	4	319
平生町内	0	0	3	40

月間交通事故発生状況

（８月）資料：平生警察署

	発生件数		死者（人）	傷者（人）
	人身	物損		
管内	10	53	0	13
平生町内	6	18	0	7

まちの人口

８月31日現在の住民基本台帳記載人口。
（　）内は前月対比。

世帯数	5,500	世帯	（－３）
人口	13,330	人	（－19）
うち男	6,336	人	（－５）
女	6,994	人	（－14）

今月の納税【10月】

納期限10月31日

町県民税	第３期
国民健康保険税	第４期
介護保険料	第４期
後期高齢者医療保険料	第４期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問合せ先　（町税）町役場税務課　Tel（56）7114
（介護保険料）健康福祉課　Tel（56）7115
（後期高齢者医療保険料）町民課　Tel（56）7113

〔ミュージックチャイムの曲名〕

6：00　里の秋　12：00　上を向いて歩こう　17：00　夕やけこやけ　22：00　もみじ

Information

情報伝言板

じょうほうでんごんばん

試験・募集

平成20年度障害者合同就職面接会

障害をお持ちの人の職業の安定を図るために、障害者合同就職面接会を開催します。

●日時　11月21日金　午後1時～4時
●場所　柳井クルーズホテル
■申込みおよび問合せ先
ハローワーク柳井（柳井公共職業安定所）
Tel（22）2661

講座・講習

技能向上講習

◇第1種電気工事士技能試験準備対策講習
●内容　第1種電気工事士の技能試験受験対策講習
●対象者　在職者などで第1種電気工事士技能試験受験を目指す人
●日時　11月13、14、17～20日午後6時～9時
●受講料　15000円
●定員　20人
■実施場所、申込みおよび問合せ先
往復はがきに講習名・住所・氏名・年齢・勤務先名・電話番号を記入のうえ申し込みください。（10月30日木必着。応募者多数の場合抽選）
山口県東部高等産業技術学校（〒745-0827　周南市瀬戸見町15-1）
Tel0834（28）2233

お知らせ

農業用機械を所有している人は軽自動車税の申告を

農業用機械で、農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた自動車は、道路走行の有無に関わらず、小型特殊自動車（農耕作業用）として、軽自動車税の課税対象となります。
該当する車両を所有している人で、申告されていない場合や、新たに購入された場合は、申告して標識の交付を受ける必要がありますので、町役場税務課まで手続きをお願いします。
●対象となる農業用機械
トラクタ、農業薬剤散布車、コンバイン、田植機などで乗用装置を有するもの
●申告に必要なもの
①印章②メーカー名や車台番号、型式などが分かるもの
■申告および問合せ先
町役場税務課
Tel（56）7114

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について

本年9月1日現在調製の瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を縦覧することができますので、ご確認ください。
●期間　10月20日月～11月3日月　午前8時30分～午後5時
●場所
①平生町選挙管理委員会事務局（町役場　総務課内）※土日祝日は日直（町民課窓口にて）
②佐賀出張所（ただし、平日の執務時間中に限る。）
■問合せ先
町選挙管理委員会事務局
Tel（56）7111

給与支払者を対象とした年末調整説明会

●対象　法人および個人事業主（給与支払いをする人・法人）
●日時
11月18日火　午後2時～4時
●場所　平生町勤労青少年ホーム（中央公民館横）
■問合せ先
光税務署　法人課税部門
Tel0833（71）0683

中小企業勤労者共済制度

県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員のための制度です。
死亡、障害、入院、住宅災害などに対してセットで保障され、結婚や出産などにも給付可能です。また、税法上、事業所が従業員のために共済掛金を負担した場合は、損金または必要経費として算入できます。
●掛金（1カ月1人分）
1型450円、2型900円、3型1500円、4型2000円、高齢者型450円、ファミリー型500円
■問合せ先
平生町勤労福祉共済会（町役場経済課内）
Tel（56）7117

10月は「労働保険適用促進月間」

事業主のみなさん、労働保険（労災・雇用保険）の加入手続きはお済みですか？　労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。
●労災保険とは　労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、その労働者や遺族を保護するため必要な給付を行う制度で、パートタイム労働者やアルバイトの人にも適用されます。
●雇用保険とは　労働者が失業した場合および雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、生活および雇用の安定を図るとともに再就職を促進するため必要な給付を行う制度で、一定の

＜以下は広告欄です＞

広報ひらおでは、広告掲載事業による有料広告を掲載しています。

要件を満たせばパートタイム労働者にも適用されます。
■加入手続きおよび問合せ先
下松労働基準監督署
Tel 0833（41）1780
柳井公共職業安定所
Tel（22）2661

看護職再就職支援セミナー

看護の仕事からしばらく離れている人や、病院看護業務に興味を持つ人への体験研修です。
●日時　11月12日水、13日木　午前9時30分～午後3時
●場所　周東総合病院
●対象　看護師免許を有し、2日間の参加が可能な人
●定員　10名
●内容　講義、病院内見学、技術演習
●講習費　無料
●締切り　10月31日金
■申込みおよび問合せ先
周東総合病院　看護部長室（内線1106）金子、森田
Tel（22）3456

イベント

ルーラル・ゆうゆう・フェスタ

●開催日　11月8日土　9日日
●場所　下松市、光市、柳井市、周防大島町、田布施町、岩国市
■問合せ先
ルーラル・ゆうゆう・フェスタ推進協議会事務局（下松市農林水産課）
Tel 0833（45）1844

第20回岩国矯正展

●日時　11月15日土　午前9時～午後4時、16日日　午前9時～午後3時
●場所
岩国刑務所内（岩国市錦見）
●内容　矯正行政の広報、所内見学、少年の教育相談および刑務所作業製品等の展示即売など
■問合せ先
岩国刑務所企画部門（作業）
Tel 0827（41）0138

相談

多重債務者向けの無料法律相談会

山口県、山口県弁護士会、山口県司法書士会などの共催で、多重債務者向けの無料法律相談会を開催します。
●日時　11月13日土　午後2時～午後8時（前半は弁護士相談、後半は司法書士相談）
●場所　柳井市文化福祉会館
●定員　先着10人（要予約）
●内容　法律専門家による多重債務の相談（1人30分以内）
●受付期間　10月14日火～11月12日水　午前9時～午後5時（土日祝日除く）
■申込みおよび問合せ先
山口県県民生活課
Tel 083（933）2608
町役場経済課
Tel（56）7117

総合労働相談コーナー（無料）

県内事業場に働く労働者、事業主からの労働条件、募集・採用、男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、いじめなど労働問題に関する相談を面談や電話でお受けします。
◇下松総合労働相談コーナー（下松労働基準監督署内）
Tel 0833（41）1780

きこえの教育相談

きこえが気になるお子さんのことばやコミュニケーションについて相談や指導を行います。
●対象　乳幼児とその保護者、小中高校生
●内容　ことばの発達、コミュニケーションの支援、聴力測定、補聴器のフィッティングなど
●料金　無料
■場所、申込みおよび問合せ先
聴覚障害教育センター（山口南総合支援学校内　山口市鋳銭司南原2364-6）
Tel 083（986）2007
FAX 083（986）3175

司法書士サラ金・ヤミ金無料電話相談会

●日時　11月1日土　午前10時～午後4時
●相談受付電話番号
Tel 0120（003）821
●内容　消費者金融・信販会社・銀行などへの返済でお困りの人に、債務整理手続や近傍司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスします。
■主催および問合せ先
山口県青年司法書士協議会
相談会担当
Tel 0835（22）6533

11月11日～17日は、「税を考える週間」

11月11日～17日は、「税を考える週間」です。
今年のテーマは「ＩＴ化・国際化と税」です。
・ＨＰからカンタン申告
・最高5,000円の税額控除
・添付書類が提出不要
・還付金がスピーディー

【税務署からのお知らせ】
○個別相談の事前予約について
・確定申告期間以外の個別事例のご相談は、事前に電話で相談日時などの予約をお願いします。
■問合せ先　光税務署　Tel 0833（71）0166

＜以下は広告欄です＞

まちのカレンダー

《10月16日～11月15日》

10　月

16（木）	母親学級①（13：30／保健センター）
17（金）	朗読ボランティアつゆくさの会（10：00／平生図書館） もの忘れ相談（13：30／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉）
18（土）	体育館開放日（午前中） 古文書輪読会（９：45／平生図書館） おはなし会（14：00／平生図書館）
19（日）	ファミリースポーツ・レクリエーション大会（9：00／町スポーツセンター）
20（月）	
21（火）	育児学級〈平生地区〉（10：00／保健センター）
22（水）	
23（木）	１歳６か月児健康診査（13：30／保健センター）
24（金）	母親学級②（13：30／保健センター）
25（土）	フラワーベルト整備事業〈秋の植栽〉（9：00／町スポーツセンター） 平生中央児童館運動会（9：00） 自然体験学習（9：00／大野公民館）
26（日）	曽根公民館まつり（9：00） 平生中学校文化祭（8：30）
27（月）	保健センター開放日（9：30） おかあさんといっしょ〈絵本の読み聞かせ〉（10：00／保健センター）
28（火）	
29（水）	予防接種〈ポリオ〉（13：30／保健センター）
30（木）	
31（金）	

11　月

1（土）	平生町総合文化展（9：30／武道館） ふれあいコンサート（14：00／町体育館） パパママスクール（13：30／保健センター） 古文書輪読会（９：45／平生図書館）
2（日）	平生町総合文化展（9：30／武道館） 平生町民音楽祭（12：00／町体育館）
3（月）文化の日	平生少年野球親善交歓大会〈予選大会〉（8：30／町スポーツセンター）
4（火）	育児学級〈大野・曽根・佐賀地区〉（10：00／保健センター）
5（水）	マロニエ会（9：30／保健センター） おかあさんといっしょ〈絵本の読み聞かせ〉（10：00／佐賀公民館）
6（木）	
7（金）	すくすくセミナー〈運動会〉（10：00／町スポーツセンター）
8（土）	体育館開放日（午前中） ひらお特産品センター10周年感謝デー（８：30）
9（日）	宇佐木ふれあいまつり（10：00／宇佐木コミュニティセンター） 竪ヶ浜ふるさとまつり（10：00／竪ヶ浜コミュニティセンター） いもほり・やきいもの会（9：00／曽根公民館） 平生少年野球親善交歓大会〈決勝大会〉（8：30／町スポーツセンター）
10（月）	人権行政相談（10：00／町役場本庁、13：00／佐賀公民館）
11（火）	あすなろ会〈介護者家族の会〉（13：30／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉）
12（水）	おひざにだっこの会（10：30／平生図書館）
13（木）	離乳食学級（9：30／保健センター）
14（金）	
15（土）	青少年健全育成推進大会（9：00／武道館） 体育館開放日（午前中） 古文書輪読会（９：45／平生図書館） おはなし会（14：00／平生図書館）

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

「のびゆくまちをつくります」ポスター・標語

ポスター最優秀作品

平生中学校　宮村詩織

標語最優秀作品

受け継ごう
平生の文化と伝統を
育てよう
未来を担う若い力を

平生中学校　村上仁美

平生町民憲章

わたくしたち　平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち　平生町民は

1　自然を大切にし　環境をととのえ　美しいまちをつくります
1　スポーツに親しみ　きまりを守り　健やかなまちをつくります
1　思いやりと　感謝の心をもち　温かいまちをつくります
1　勤労をとうとび　活力にみちた　豊かなまちをつくります
1　文化を創造し　若い力を育て　伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。